

## ぐんま医療・福祉関連展示商談会等出展支援補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 ぐんま医療・福祉関連展示商談会等出展支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、県内中小企業者（以下「中小企業者」という。）が自社の製品又は技術の販路拡大等のために、医療・福祉関連産業分野を対象とした展示商談会、見本市、学会等（以下「展示会等」という。）の出展に要する経費を補助することにより、同分野への新規参入を促すことを目的とするものである。

(対象者)

第3条 本補助事業で支援する中小企業者は、群馬県内に本社又は生産・開発拠点を有し、群馬県医療・福祉産業総合支援サイト（Gunma-TCH）に技術シーズ又は製品情報を登録している企業で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 医療機器や福祉用具製造に必要な加工技術を有し、医療・福祉分野への新規参入や事業拡大を目指す企業

(2) 医療機器や福祉用具の製造を行う企業

2 本補助事業で支援する中小企業者は、第1項に加え、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

(2) 前号の中小企業者を主たる構成員とする中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

(3) 特定の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が群馬県内に主たる事業所を有する中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体

3 本補助事業で支援する中小企業者は、「群馬県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）」及び「群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書及び要綱（平成23年3月28日施行）」の運用に基づき、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える

- 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(対象行為)

第4条 本補助金は、中小企業者が次の各号のすべてに該当する展示会等（オンライン上で開催される展示会等を含む）に出展しようとする場合に、第6条に定める経費を対象として交付するものとする。

- (1) 国内で開催される医療、福祉関連産業の展示会等であること
- (2) 自ら開発した製品又は技術の販路拡大等のための展示内容であること
- (3) 市場性が高く、事業効果が大きいと認められる展示内容であること
- (4) 会計年度内に開催され、支払いまで完了するものであること。
- (5) 他の団体等から当該補助事業に係る経費についての補助を受けていないこと。
- (6) 国、地方公共団体、公的支援機関等が主催する展示会等でないこと。

(対象展示)

第5条 本補助金の対象となる展示品は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 医療機関等の現場で使用することを前提とした製品又は技術
- (2) 人々の健康な生活をサポートする又は健康増進・維持・回復・疾病予防等に寄与することを前提とした製品又は技術
- (3) 医療食・介護食・高齢者向けの食品等、付加価値の高い加工食品
- (4) 上記(1)～(3)の製品又は技術に関連する部品・部材
- (5) その他、知事が適当と認めるもの

(対象経費)

第6条 補助金の対象経費は、別表1に定める経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象としない。

2 出展者の事情か補助事業者の事情かを問わず、当該展示会等が開催されなかった場合、あるいは出展しなかった場合に発生するいかなる経費についても、補助対象とはならない。

(補助金の額及び補助率)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、補助金の額の上限は、1件あたり40万円とする。

(補助金の交付申請)

第 8 条 中小企業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第 1 による補助金交付申請書を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第 9 条 知事は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に基づく審査により、適正と認められるときは、補助金の交付を決定し、様式第 2 による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、必要に応じ条件を付すことができる。また、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、その交付の申請に係る事項について、修正を加えて交付の決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第 10 条 中小企業者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第 11 条 補助金の交付決定を受けた中小企業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる場合には、速やかに様式第 3 の 1 又は第 3 の 2 による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の経費の配分又は内容を著しく変更しようとするとき。

(2) 補助事業を廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認について、必要に応じ条件を付すことができる。また、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、変更の承認申請に係る事項について、修正を加えてその承認をすることができる。

3 知事は、第 1 項の規定により、補助事業の廃止をする申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、様式第 3 の 3 による事業廃止承認書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の変更及び取消し等)

第 12 条 知事は、第 11 条の規定により補助事業の計画変更の承認をしたときは、当該補助事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部を変更することができるものとする。

2 知事は、前項の規定により当該補助事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部を変更するときは、様式第 4 による補助金変更交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 知事は、補助事業者が補助金の交付決定の内容やこれに付した条件、その他この要綱に違反したとき又はこの要綱等に基づく指示に従わないときは、補助金の交付決定を取消すことができるものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第5による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告及び補助金の額の確定及び交付)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）から15日以内又は補助金の交付決定を受けた会計年度内の別に定める日のいずれか早い日までに、様式第6による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告書の提出があったときは、その内容に係る書類の審査及び完了検査等により、その成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7による額の確定通知書により補助事業者に通知し、当該補助金を交付するものとする。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(理由の提示)

第16条 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、又は補助事業の遂行の指示等をするとき、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(調査)

第17条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員をして帳簿書類その他の物件等について必要な調査をさせることができる。

(その他)

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項については知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

## 補助対象経費一覧表

区 分	内 容
出展料 (小間料)	展示会等で割当てられた空間の使用料 (オンライン上で開催される展示会等への出展料 (エントリー料) を含む)
装飾費	小間の飾り付けに要する経費
販売促進費	自社の製品又は技術の P R に関わる配布物等の製作 (※) に要する経費 ※パンフレット、カタログ、PR 動画など、会場内で展示内容を PR、説明するために必要なもので、当該展示会等のために新たに製作する場合を想定しています。 ※ノベルティグッズの製作に係る経費は対象外です。
その他経費	上記のほか、知事が特に必要と認める経費
(注 1) 合計に占める出展料及び装飾費の割合が 2 分の 1 以上であること	
(注 2) 消費税及び地方消費税は補助対象としない	